

日本共産党の松岡徹です。一般質問を行います。

最初に、阿蘇中岳の噴火に対する対応について伺います。

阿蘇火山に詳しい専門家によると、噴火は、4、5年続く可能性もあること、1989年の噴火では、5月から10月までの半年で500万トンの降灰があったように、今回も大量の火山灰が生ずる可能性がありうるということ、ストロンボリ噴火から爆発、大量の雨が降った後の水蒸気爆発なども懸念されるということでした。心して対策を講じていく必要があると思います。

県では、風評被害対策なども、取り組まれているようですが、知事公室長に、2点伺います。

まず、噴火による降灰が長期化しますと、葉物野菜などに大きな被害が出る恐れがあります。農業被害補償対策、補償制度の整備などの対策はいかがでしょうか。

2点目に、膨大な火山灰が積もった状態に、集中豪雨、大雨が降りますと、土石流、泥流被害の危険があります。

1989年、1990年、中岳の噴火が続き、1990年7月、阿蘇一の宮が土石流災害に襲われました。来年の雨期が心配されます。災害を予測し、被害を防ぐためには、降灰量の観測など具体的な対策が必要です。災害の予防等の対策はいかがでしょうか。

鹿児島・桜島では、62ヶ所の観測点が設置されています。風評被害対策を含め、万全の体制、対応策をとって、災害・被害の防止、被害の救済、風評被害対策に、県として積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、日米共同演習、それへのオスプレイの参加について知事に伺います。この問題は、昨年6月の一般質問、先の9月議会でもとりあげました。ちょうど昨日、今日がオスプレイの参加となっています。

安倍政権は、昨年7月、国民多数の反対の声を無視して、集団的自衛権行使を「閣議決定」しました。集団的自衛権行使とは、アフガン・イラク戦争のような戦争で、自衛隊が米軍とともに戦争を行うということです。この道を進んではなりません。

「海外で戦争する国」づくりが強行されつつあるなかでの、オスプレイの参加する日米共同演習が熊本で行われるということは、軍事的緊張と軍備強化の悪循環のなかに熊本を巻き込むものです。

ヘリボーン訓練が昨日なされましたが、ヘリボーンというのは、ヘリコプターを使って、敵地に侵入し、制圧することで、ベトナム戦争、アフガン戦争で多用された、侵略戦争そのものの作戦です。まさに九州の沖縄化、九州の自衛隊の海兵隊化につながるものです。

知事は、こういう状況についてどう考えますか。

すでに明らかにされているオスプレイの低空飛行訓練ルートとして、イエロールートがあります。

山鹿、菊池、阿蘇、宇城、八代、球磨というルートです。このルートでは、2007年6月8日、9月27日、菊池市で米軍機の騒音に驚いた牛3頭が驚いて負傷し、と殺処分され、損害賠償金65万円が支払われています。すでに実害が生じています。

重大なのは、国会質疑で明らかになったように、自衛隊の低空飛行訓練地域で米軍機が頻繁に訓練している問題です。県内各地で、米軍機が目撃されています。

パネルをご覧ください。米軍機の訓練の場となる、熊本県内の自衛隊の低空飛行訓練区域に○印を付けています。

鞍岳を中心として半径4km、高岳を中心として半径4km、烏帽子岳を中心として半径4km、熊本空港を中心として半径4km、健軍駐屯地を中心として半径2km、北熊本駐屯地を中心として半径2km、黒石原演習場を中心として半径4km、菊池川河川敷・玉名市河崎を中心として半径4km、緑川河川敷・上益城郡嘉島町を中心として半径4km等々です。

人口密集地の熊本市上空と周辺は、団子状台になっています。こうしたところでの米軍機の飛行、さらにはオスプレイの飛行ということは、県民の安全という点で絶対回避しなければならないと考えますが、知事のお考えを伺います。

全国知事会の2012年7月19日の「MV-22 オスプレイの配備及び飛行訓練に関する緊急決議」は、「政府からは、米側から提供された情報として、事故に関して機体に機械的な不具合や設計上の欠陥はなかったとの説明があったが、懸念している安全性について、いまだ確認できていない現状においては、受け入れることはできない」と明確にしています。知事もこの決議に沿った発言をされてきました。

オスプレイの安全性について、この2年間で、状況が大きく変わっているわけではありません。

オスプレイの事故は、開発中だけでなく、量産体制、実働体制になってからも繰り返しています。今年の9月にも、ペルシャ湾で、事故をおこし、1人が行方不明になっています。普天間基地配備の24機、さらに陸上自衛隊が導入予定のものと同型機です。

事故率も、オスプレイのクラスAの事故率を低くするために、2009年、損害額100万ドル以上から200万ドル以上に引き上げています。その結果、オスプレイのクラスAの事故率は下がりましたが、クラスB、Cを含めたオスプレイの事故率は、海兵隊平均を大幅に上回っています。

特に問題なのは、オートローテーション機能についてです。オートローテーションとは、ヘリコプターのエンジンが何らかの理由で停止した場合、機体の降下で生じる空気の流れで回転翼を回して揚力を生み出し緊急着陸する方法です。

防衛省パンフレットには、「固定翼モードに戻しての滑空、あるいは垂直離着陸モードにしてオートローテーションを行う」となっています。ところが米軍発行の説明書には、「エンジン停止状態で、オートローテーションには頼らない」と、事実上、オートローテーションができないこと認めています。

ます。このくい違いについて、当時の防衛大臣は、「米軍から『ある』と聞いている」と述べるだけで、回答不能でした。また、「航空機モードに切り替える」という点については、米軍の元ヘリ操縦士で航空専門家が米議会の証言で、「航空機モードに切り替えるためには12秒かかる。この間に機体は1600フィート（490m）落下する。それ以下の高度をヘリモードで飛行中に出力が失われれば、壊滅的な損害を受ける」と証言しています。オスプレイは構造上、安全ではないのです。

知事は、オスプレイの安全性について、国から丁寧に説明を受けたと言われましたが、こうした点について、詳細に検証されたのですか。ヘリにとって最も重要な機能のひとつであるオートローテーション機能がないオスプレイが上空を飛ぶのです。県民の安全に責任が持てますか。

今日、12月8日は、アジア太平洋戦争に、日本軍国主義が突入した73年目に当たる特別な日です。この戦争で、310万人の日本国民の命を失い、2000万人のアジアの人々のいのちをうばいました。この日に、侵略戦争の先端を切る武器に知事が乗るということに唖然とします。厳しく抗議するものです。

県内上空での米軍機の飛行、オスプレイの飛行が今後さらに頻繁になることが懸念されます。こうしたなかで、知事は、オスプレイに乗られるということですが、軽率、無責任な行為だと指摘し、かつ抗議するものです。

知事の責任ある対応を求めるものです。

次にダム問題です。

球磨川のダム以外治水対策ですが、現時点で大きな焦点になっているのは人吉地域の治水対策です。

田中人吉市長は、9月市議会の答弁で、人吉地域の安全対策について、「堤防などの年次点検を強化して、洗掘とかひび割れ等の老朽化の補修、改修をきちんと実施していく」ことについて、国・県と連携をはかりながら 施策を行っていき」と述べています。

ソフト面での対策の強化を図りながら、こうした補修、改修を人吉地域の堤防で実施していくことは一つの方策ではないかと考えます。人吉の堤防の安全性確保について、知事いかがでしょうか。

「まず隗より始めよ」という立場で、具体的な対策を着実に進めていただきたいと思います。

立野ダムについて、伺います。世界農業遺産、世界ジオパーク認定をえて、さらに世界文化遺産登録をめざす阿蘇にとって、立野ダムは重大な障害物です。

阿蘇ジオパークのジオサイトの一つに、立野峡谷ジオサイトが登録されています。このパネルがその紹介です。柱状節理、鮎返りの滝、数鹿流ケの滝を断層と火山が出会う場所として紹介し、タケイワタツノミコトの蹴破り伝説、立野にまつわる神話が紹介されています。

阿蘇が世界ジオパークに認定されたことは大変喜ばしいことですが、ジオパークには、厳格な保存と管理の規定があります。4年ごとの審査があります。この審査でジオパーク認定が抹消されたところもあります。ジオパークの重要なサイトが、高さ90メートルの巨大コンクリートダムによって壊されることで、ジオパーク認定が末梢されたら大変です。抹消されない保証がありますか。抹消された場合、責任が持てますか。

世界遺産の登録要件は、「世界的に顕著な普遍的価値を有すること」です。世界の阿蘇の火山と人との共存のルーツである地質遺産と、それにまつわる蹴破る伝説、立野神話で広く知られる立野峡谷をダムでふさいでしまって、世界文化遺産にふさわしい「顕著で普遍的な価値」を阿蘇が示せるでしょうか。

立野ダムは、下流にとって極めて危険です。直径5メートルの3つの穴が、阿蘇の巨大な岩石、流木、土砂によって詰まってしまい、ダムの用をはたさなくなるのはだれが考えてもわかることです。

阿蘇の火山活動や地震活動が活発になり、断層が動き、ダムの右岸と左岸で地盤が違う動きをした場合、ダムの安全は保てるのかといった指摘もあります。

県として、これらの危険がないと検証したのですか。責任をもてますか。知事に伺います。

世界ジオパーク「保護と保存」規定には、「地形・地質学的遺産が、適切に保護されていること」とあります。この責任を果たすうえで、県の役割は重大であり、その分、立野ダム建設を進める県の責任が問われることになるのです。

立野ダムの3つの穴に流木が詰まらない検証として、水理模型実験により検討したそうです。国交省の説明書を読むと、1・8mmの爪楊枝を切断した材料を使用したとあります。こんな実験で大丈夫だったから安全だと誰が信用できますか。こんなものに県民のいのちと安全を任せられますか。

国交省に説明責任を求めるといつもおっしゃるが、われわれ「ダムによらない治水利水を勧化する県議の会」が企画しても、「インターネットで説明している」などといって出てもこないんですよ。

私は、国交省に対して、9月末、「堰堤構造比較検討業務報告書」など3つの報告書の開示を請求しました。伸ばしにのぼされて4日前につきました。急いで調べてみました。

パネルを見て下さい。文字が見えないかと思いますので配布の資料を見てください。「堰堤構造比較検討業務報告書」の一部です。

(報告書のマーカー部分を読む)。

ちょっと読んだだけで、問題点ぞろぞろです。要するに、立野ダム堰堤周辺の右岸は危ない。普通以上の対策を打たねばならない。それで概ね安全性を確保できる。おおむねですよ。それでもうまくない時は追加工事をしなければならない—ということですよ。

「立野ダム第4期断層調査検討業務報告書」を見ると、第4期断層による地盤変位については、

対処が非常に困難なので、ダム位置に活断層がある場合は、ダムはつくれなくなります。「報告書」では、9つの断層について。すべてが、「断層があるのは明らか」「あることは否定できない」のいずれかになっています。ところが全部について、「連続していない」「方向性がない」として、大丈夫となっています。とても信じられません。

県民の前には隠されているこういう文書も含めて、明らかにし、説明責任をちゃんと果たさせる。しないならば、「ダムはちょっと待て」というべきではないでしょうか。

熊本市街を流れる坪井川は、以前は頻繁に氾濫していましたが、近年は氾濫による水害はほとんど生じていません。県が、河川改修、遊水地の設置などに力を入れてきたからです。白川も、阿蘇を壊し、危険極まりない立野ダムではなく、こうしたダム以外治水対策を徹底してすすめるべきです。

次に、アスベスト対策です。

日本では、約1000万トンのアスベスト（石綿）が消費され、その使用用途は3000種にもなります。その8、9割が建設資材ですが、厚生労働省の石綿に暴露する「作業例」によると、建設産業以外で、歯科技工、調理作業、畜舎の管理、酒類製造、消防など、37例が挙げられています。

アスベストは、暴露後10年から40年へて、石綿肺、石綿肺がん、中皮腫といったアスベスト関連疾患を発症させます。日本では、2039年までに約10万人が中皮腫で死亡すると推計されています。石綿肺癌もその1～2倍に上るとされています。アスベスト対策は、現在はもとより、将来にわたっての大問題です。

そこで、環境生活部長にうかがいます。アスベスト泉南訴訟最高裁は、アスベスト対策についての国の責任を認める判決を下しました。

司法のトップである最高裁が、アスベスト被害について国の責任を認めたことは大きな意味があります。判決を受けて、塩崎厚生労働大臣は、「最高裁判決を極めて重く受け止め、心からお詫び申し上げたい」「道半ばで亡くなられた原告のみなさんには、ひたすら申し訳ない思いでいっぱいです」と謝罪しています。

同じ行政の立場として、行政の対応が適切になされず被害が生じたとした最高裁判決、それを受けての厚労大臣の謝罪をどのように受けとめていますか。

アスベスト対策について、県では、2005年7月25日、副知事を会長とする各部長等による「アスベスト問題情報連絡会議」、課長レベルによる「幹事会」が設置され、全庁的な体制がとられています。連絡会議、幹事会のその後の機能は具体的にはどうなっているのでしょうか。

私は、2005年のアスベスト調査とそれに基づく対策をベースに、これまでのとりくみ、現在

の状況を、各部から頂いた資料で、細かくチェックしました。その結果、県内の深刻な実態が明らかになりました。

県立劇場演劇ホール舞台天井は、継続監視という診断でしたが、撤去がなされたのは7年後の2013年でした。不特定の人が利用する、ある民間事業所は、いまだに実施予定未定となっています。

市町村所有の施設で調査予定というのが、今年の4月時点で72施設です。1000㎡以上の民間施設で改善の指導中の建築物が80施設、その用途は、事務所、店舗、旅館、ホテル等です。1000㎡未満の吹付アスベストの調査については、昨年度、鹿本振興局管内実施、今年度、宇城振興局管内着手という段階で、鹿本の場合、対象件数約4000中、吹付アスベスト使用の可能性11件が明らかになっています。鹿本のケースをもとに推計すると、全県的には対象は49万棟、吹付アスベスト使用の可能性は1000棟近くになります。この調査は、終わるのが約3年後になります。しかもこの調査は、レベル1の吹付アスベスト調査です。国は、石綿障害予防規則を改正し、石綿を含む保温材・断熱材、つまりレベル2の調査と対策を求めています。レベル2対策が終わるのはさらにさらに遠い先です。レベル3は、板状のもですが、板状のものであっても、改築、取り壊し等の際には、アスベストが飛散するわけで、アスベストゼロに向かうためには、レベル3までの対応も必要です。

労災保険法に基づく給付、石綿健康被害救済制度に基づく救済が、県内ですでに100件を超えています。

部長はいろいろ言われましたが、2005年に折角つくった全庁的な体制が機能してこなかった、連絡会議は、2005年4回開かれただけで、以後の9年間は全く開かれていません。幹事会は、2006年、2008年に開かれただけです。ここに大きな問題があると言わざるをえません。

アスベスト被害は、生産、流通、消費、廃棄の全過程で発生します。そこにアスベスト対策を、継続して、総合的、包括的に進められなければならない理由があります。県として、あらためて、全庁的取り組みの強化、そのための体制の整備に取り組むべきだと考えます。「アスベスト問題連絡会議」設置要綱では、会の会長は副知事となっており、部レベルではなく知事の判断にかかっています。いかがでしょうか。知事に伺います。

知事も部長も、全庁的体制をとって取り組むということですので、的確にやっていただきたいと思います。

次に私学助成についてです。

私学教育は公教育の大切な一翼を担っています。私学の自主性を尊重しながら、公私間格差を是正し、私学の教育条件を保障することが求められています。

私立学校施設の耐震化については、近年、大幅な予算増が図られています。発達障害生徒の支援

についての加算、支援相談員派遣事業などが進められています。これらについては、さらなる充実、強化を求めるものです。

授業料減免のための財源の約半分を占めている修学支援基金を、国は、今年度で打ち切る方針です。県として、すでにこの基金の延長を国に求めています。さらに、強力に進めていただきたいと思います。同時に、仮に基金が打ち切られた場合、その分授業料減額補助が後退するということには決してしてはなりません。特別の措置が必要だと考えますがいかがでしょうか。

授業料減免についての学校負担についてですが、熊本県の場合、授業料減免の20%の定率負担を学校が行う制度となっています。

全国私教連によると全国で熊本を含む7県のみが学校負担を求めている状況です。学校負担は、授業料減免の徹底のブレーキになる面もあり、是正を求めたいと思いますがいかがでしょうか。

就学支援金制度の政策効果を調査した全国私教連のレポートによると、9月末で3ヶ月以上の学費滞納生徒数は、3208人から、2812人へ、9月末での中途退学生徒数は、103人から32人に減っています。しかるべき援助を行えば効果は出るのです。私学への助成をさらに強めていただくことを求め、次にすすみます。

11月20日、熊本地裁は、西原村のNPO法人による開発計画に関連して、住民女性が配ったビラが名誉棄損に当たるとして争われた訴訟の判決で、「自然を守る会と原告宝珠会は、人的、経済的にきわめて密接な関係があることが推認され、これを覆すに足りる証拠はないから、自然を守る会の西原村進出は、原告宝珠会の西原村進出と実質的に同視することができる」「原告宝珠会は、泰道の違法な活動を引き継いでいる問題のある宗教団体という事実については、少なくとも真実と信ずる相当な理由がある」と述べています。

過去に違法な活動をやった宗教団体と実質的に同じ団体が西原村に進出しようとし、村あげでの反対にあい、開発計画が暗礁に乗り上げています。

そうしたなかで、この関係者が、益城町と御船町で広大な土地を新たに取得し、御船町では、吉無田高原・旧のんびり村一帯に、サッカー場、巨大迷路、温泉施設などを設ける計画が進められています。地元では、様々な不安が広がっています。御船町議会でも取り上げられています。

この問題については、県としてもつかんでいると思いますが、どのように対応していますか。企画振興部長に伺います。